

事務連絡
令和2年7月22日

関東農政局農村振興部長 殿
北陸農政局農村振興部長 殿
東海農政局農村振興部長 殿
中国四国農政局農村振興部長 殿
九州農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

令和2年梅雨前線豪雨等による災害の「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」の適用について（通知）

標記の件について、別紙のとおりとするので、貴管内の関係機関には、貴職からこの旨を通知されたい。

なお、今後の災害報告により、別添内容に変更が必要な場合は、速やかに報告するものとする。

大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針(以下「査定方針」という)の適用については以下のとおりとする。

1. 査定方針「第4 対象区域」

※令和2年7月9日時点での調査結果による。

【農地】

都道府県	備考
栃木県	
神奈川県	
静岡県	
福井県	
岐阜県	
愛知県	
島根県	
愛媛県	
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
大分県	
宮崎県	
鹿児島県	

【農業用施設】

都道府県	備考
栃木県	
静岡県	
福井県	
岐阜県	
愛知県	
島根県	
岡山県	
愛媛県	
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
大分県	
宮崎県	
鹿児島県	

2. 査定方針「第5 机上査定(机上査定上限額)」

※令和2年7月9日時点での調査結果による。

【農地】

都道府県	机上査定上限額 (単位:千円)	備考
栃木県	4,000	
神奈川県		
静岡県	3,000	
福井県	2,000	
岐阜県	6,000	
愛知県	4,000	
島根県	3,400	
愛媛県	2,500	
福岡県	5,400	
佐賀県	3,000	
長崎県	3,000	
熊本県	3,000	
大分県	3,000	
宮崎県	4,000	
鹿児島県	4,000	

【農業用施設】

都道府県	机上査定上限額 (単位:千円)	備考
栃木県	4,000	
静岡県	10,000	
福井県	4,000	
岐阜県	10,000	
愛知県		
島根県	3,000	
岡山県	7,000	
愛媛県	11,000	
福岡県	10,000	
佐賀県	6,000	
長崎県	5,000	
熊本県	8,300	
大分県	4,000	
宮崎県	20,000	
鹿児島県	10,000	

3. 査定方針「第6 採択保留(採択保留金額)」については調整中とする。

※令和2年7月9日時点での調査結果による。

4. 査定方針「第7 概要書又は設計書に添付する図面等」

※令和2年7月9日時点での調査結果による。

【農地】

都道府県	要望の有無
栃木県	適用
神奈川県	適用
静岡県	適用
福井県	希望無し
岐阜県	適用
愛知県	適用
島根県	適用
愛媛県	適用
福岡県	適用
佐賀県	適用
長崎県	適用
熊本県	適用
大分県	適用
宮崎県	適用
鹿児島県	適用

【農業用施設】

都道府県	要望の有無
栃木県	適用
静岡県	適用
福井県	希望無し
岐阜県	適用
愛知県	適用
島根県	適用
岡山県	適用
愛媛県	適用
福岡県	適用
佐賀県	適用
長崎県	適用
熊本県	適用
大分県	適用
宮崎県	適用
鹿児島県	適用

5. 査定方針「第8 一箇所の工事」

※令和2年7月9日時点での調査結果による。

【農地】

都道府県	要望の有無
栃木県	適用
神奈川県	適用
静岡県	適用
福井県	適用
岐阜県	適用
愛知県	適用
島根県	適用
愛媛県	適用
福岡県	適用
佐賀県	適用
長崎県	適用
熊本県	適用
大分県	適用
宮崎県	適用
鹿児島県	適用

【農業用施設】

都道府県	要望の有無
栃木県	適用
静岡県	適用
福井県	適用
岐阜県	適用
愛知県	適用
島根県	適用
岡山県	適用
愛媛県	適用
福岡県	適用
佐賀県	適用
長崎県	適用
熊本県	適用
大分県	適用
宮崎県	適用
鹿児島県	適用